

平成20年2定防災警察常任委員会

益田委員

今日は、警察本部と安全防災局の両部の方がいますので、両部にまたがるというよりも、安全防災局の本来業務で警察がやっている仕事、それから警察の本来業務で安全防災局がやっていること、このことについてお伺いしたいと思います。

この2月定例会は危機管理体制が問題となっています。災害にはいろいろありますが今日は大地震に絞って質疑したいと思います。また、警察の体制と安全防災局との関係をどうするかという問題について質疑します。

警察には災害対策課があり、この辺のところはそこで検討していると思いますが、県内で大きい地震が発生した場合、県警察ではどのような活動をするのか伺います。

災害対策課長

警察の任務は、個人の生命、身体、財産の保護及び公共の安全と秩序の維持等に当たることですので、大規模地震等の発生時には、県警察の総力を挙げまして、救出、救助活動、避難誘導、さらに災害情報の収集や行方不明者の捜索などのほか、応急対策車両等の交通路を確保するための緊急交通路の確保、あるいは警察官のパトロールによる犯罪の予防などの災害応急対策活動を行います。

また、これらの活動を一元的に行うため、警察本部に警察本部長を長とする県警備本部、警察署には警察署長を長とする警察署警備本部を設置することとしております。

益田委員

警察の活動は非常に幅広く、いつも申し上げているが、あまりにも幅広くて、これだけやればいいという仕事ではないので、ものすごく大変であるというのは分かります。警察は、ほとんどの災害に関係してくると思われるが、例えば、休日や夜間に大規模地震が発生した場合、職員はどのように対応するのでしょうか。

災害対策課長

県警察は、24時間体制をとっておりますので、休日、夜間等におきましても、警察本部や県内各警察署では、災害発生後直ちに災害応急対策活動に従事できる当直勤務員等がおります。さらに、大規模地震が発生した場合の参集基準を定めておりまして、例えば、県内で震度6弱以上の地震が発生した場合等には、職員はそれぞれ自所属に参集することとしております。

益田委員

イメージはよくわいてきます。24時間、フル活動している役所は、警察と消防くらいで、一般の行政のほとんどは、夜は動いていません。そういう意味では、いつ発生するのか分からない災害に対して、その対応はしやすい職種ではあると思います。

警察本部や警察署で警備本部を設置して、本部長や署長が様々なことに対応しますということですし、また休日であっても、その辺のところはぬかりありませんというお話だったと思います。

警察署長は公舎があつて、署の近くに住んでいますので、署を拠点にして陣頭指揮できるとは思いますが、そのほかにも、勤務場所の近くに住んでいる幹部はいるのでしょうか。

災害対策課長

委員御指摘のとおり、警察署長は署の近くの公舎に居住し、大規模地震等が発生した場合は、いち早く駆け付けて、その指揮を取ることにしております。また、警察本部長をはじめ、警備部長、警務部長、刑事部長等のほか、災害対策課長も警察本部近くの公舎に居住し、災害発生時等に備えているところでございます。

益田委員

災害対策課長もこの近辺にいて、対応するということですか。

災害対策課長

委員おっしゃるとおりでございます。

益田委員

なぜ災害対策本部ではなく、警備本部なのかお尋ねします。

災害対策課長

地震等の発生時に、災害対策本部は、県をはじめ、市町村等に設置することとされておりますので、警察にありましては警備本部ということでございます。

益田委員

先日、安全防災局の所管について質疑をしました。安全防災局は危機管理の強化に向けて体制を一生懸命整えようとしていますが、その途中経過ですから、完全には整ってはいません。

安全防災局長は統括危機管理官になり、部局長は部局危機管理官に、各地域県政総合センター所長は地域危機管理官になるとのことでありますが、警察はどうかと聞いたら、しまったという感じでした。

要するに、今度の危機管理体制の問題については、県の行政は行政としてやっている、警察は警察として災害対策課長を軸にして一生懸命やっている。そのことは認めますし、頼りにしています。しかし、せっかくみんな準備しているにもかかわらず、力が分散したら意味がないだろうというのが私の発想です。

分かりやすく言うと、県は警察に遠慮しているのです。物を頼んだりするのが少しつらいわけです。なぜかという、実際のマンパワーは、警察、自衛隊、消防であって、安全防災局は、どちらかと言ったらコーディネーターの役目で、力仕事はないのです。ところが、現場は、そっちの方が大事なわけでしょう。ここの連携が非常に問題だと思ったのです。

警察の方に、知事部局が今度考えているアイデアを知っていますかと聞いたら、あまり分かりませんということでした。先日、安全防災局にお伺いしましたら、警察ですかというような感じだったのです。それでは、せっかくみんな努力しているのに、きちっとした体制がとれないだろうと思っています。

安全防災局が神奈川県危機管理対処規則をつくりますが、そのときには警察にも協力をお願いしなければならないだろうと、私は思っています。しかし、組織の違い、縦割り強さの違いが、この二つを分けているわけです。

それで、安全防災局から今後アプローチがあると思いますが、アプローチがあったときには、警察の側にも是非協力してほしいと思っておりますが、この辺はいかがでしょうか。

警備部長

警察としましても当然、県と一緒にいろいろな対応をしないと行けませんので、県からお話があれば、本日の御意見等を踏まえて連携してまいりたいと思います。

益田委員

是非お願いします。県と警察は今までも連携をとってこなかったとは言いません。安全防災局は人事交流をしていると言っていました、私は人事交流とか、そんなことを言っているのではなくて、もう少し現場的な作業の話をしているのです。

是非、協力をお願いしたい。その規則の中に、警察の何たるかが少しも入らないのでは、話にならないと思いましたので、この質疑をしているわけです。

警察の組織形態と、安全防災局の考えている形態にギャップがあります。それは、安全防災局は地域県政総合センターに軸を置いて各地域で対応しようとしているが、警察には警察署が現場にあります。しかし、警察署は地域県政総合センター単位にはないのです。この問題もあるわけです。例えば、県央地域県政総合センター所長が軸になって災害対策に当たるわけだが、そこには厚木署など警察署がいっぱいあります。

それぞれの地域ではちゃんとやってくれるが、センターには警察の指揮官としてだれが行ってくれるのか。県政総合センターの所長の意向に従って全部動きますということならば、この機構はある程度機能すると思います。そのところが非常に難しい問題だと思います。すぐ組織を変えてくれというのではなく、災害時における対応として考えてほしいと思いますが、この提案はいかがでしょうか。

警備部長

県の区割りや警察署の単位が、必ずしも1対1に対応していないことについては、これまでの歴史的なものもあり、現在のようになっておりますが、例えば、災害時に県でそういう区割りをされるといふときに、警察署は県の区割りよりも小さいと思いますので、それをカバーし合うと言いますか、警察も横浜市警本部、川崎市警本部、相模方面本部と分かれておりますので、応用的に、柔軟に対応するなど、お互いが知恵を出し合えば、ある程度の対応は可能ではないかなと思います。

実際に、これまでも、いろいろな災害の訓練をしましても、そのほかでも県や県以外も含めて、柔軟に対応しておりますので、その辺は現在の区割りと合っていないから、うまく合わないということではなく、柔軟に対応できるようにしていきたいと考えます。

益田委員

これはすごく大事なことで、警察の組織形態を、こうしろ、ああしろと言うつもりはありません。県政総合センターが拠点になって、所長が軸になるわけだから、警察もそれにこたえて、日常的とまでは言わないまでも、こういう体制ですというようなことは、やっておいてもらった方がいいと思います。県政総合センターが一番近いところの署長がまず行くというのが非常に分かりやすいと思います。災害は突発的に発生するわけですから、今後、そういうことを少し考えていただければうれしいと思います。

もう一つは、視点は違いますが、例えば、県土整備部などは、災害時には土木事務所の仕事をしている民間会社との提携が全部できています。そういう体制で民間の力を借りて災害に備えようという発想があります。

警察は、そこまで検討していないと思いますが、元気なOBの人たちもいっぱいいますし、警察を取り巻く民間の組織もあります。こういうものとの連携も考えて、とにかくみんなで力を合わせて、災害が発生したときに民間にも協力してもらおうといったことも視野に入れて考えてもらいたいと思っています。できるか、できないかは別にして、

そういう発想は受け入れてもらえますでしょうか。

警備部長

委員お話しのとおり、警察にはマンパワーがあるとは思いますが、しかし、当然限りがありますので、実際に発災しましたときに、多くの人命を救助することを考えれば、可能な限りの力を統合することは重要であると思います。

警察も民間の力を使うということはもちろんだと思いますし、現在、そういうところが弱いとすれば、委員お話しのように、そのようなことについては知事部局と連携し、警察が弱いところを補ってもらい、一方、警察が強い部分は県にも使ってもらって、より良い災害対応ができればと思っています。

益田委員

是非、そうした方がいいです。人手はいくらあってもいいわけです。

今、私は災害が起きたときの話をしているわけで、復旧体制の話はまた別な話です。例えば、ボランティアが来過ぎて混乱するといったことは、また全然違う話であって、それは警察が関与する話ではなく、安全防災局の仕事になってくると思います。私は発災直後のことを想定して話をしていますので、それだけを是非頭に入れて、民間との協力もお願いできれば有り難いと思います。

それから、地域県政総合センターの話をしましたでしたが、警察の組織では署があります。逆に県は、そういう単位の組織は持っていません。そうすると、市町村にお願いするというやり方になるわけです。警察署では、何かが起きたときには、署長が署の警備本部長になるということですが、市町村との連携がすごく重要になってきます。これが最後の生命線だと私は思っているのです。

そこで、今まで、その辺で連携をとっているということがあれば、説明してください。

災害対策課長

先ほどもお話しいたしましたが、大規模地震が発生した際には、市町村に災害対策本部が設置される場合がございます。そういう場合には、警察署長は、その市町村の災害対策本部の本部員として、その会議に出席し、被害情報等を共有いたします。そのほかそれぞれの活動状況をお互いに説明するなどして、市町村と連携して災害応急対策活動を実施することとしております。

また、市町村に対して、災害発生時に市町村の保有するチェーンソー等の機材を警察署に借用させていただきたいとお願いしてございまして、市町村からも承諾をいただいております。平素から警察署と市町村と合同での訓練等も行っているところでございます。

益田委員

本部員になるということで、神奈川県内の全市町村と連携がとれているのか。清川村には警察署はないが、ほとんどのところと、そういう体制になっているのか。

災害対策課長

それぞれの市町村と連携がとれておりまして、本部員として出席します。

益田委員

阪神・淡路大震災の震災直後、現場に行ったが、警察官の活動が圧倒的に多かった。もちろん、自衛隊の人たちが、瓦れきの中で一生懸命やっていましたが、警察官の活躍が必要とされる場が非常に多いと思いますので、是非、市町村との打合せをよろしくお

願いたいと要望しておきます。

一つの今後の大きな課題として警察本部でも各警察署でもお考えいただきたい。本部長からの指示で、署も市町村とちゃんとやりなさいと言っただけであれば、私が質疑した趣旨は完結しますので、是非願いたいと思います。

次に、警察が一番気にしている刑法犯の認知件数等ではありますが、この問題について、安全防災局も、くらし安全指導員という形で取り組んでいます。

刑法犯の認知件数を少なくして、何とか9万件台にしたいという話がありましたが、それについては警察だけがやるべきことであり、一般の行政職員は関知なくていいということではなく、知事部局でも、くらし安全指導員ということで防犯教室など様々取り組んでいるという話でございました。

最初に伺いますが、現在のくらし安全指導員の設置目的と配置状況について伺います。

安全・安心まちづくり推進課長

くらし安全指導員は、従来、警察官が地域で行っておりました防犯教室、交通安全教室等の活動を県職員が代替えることにより、1人でも多くの警察官が第一線の現場で働いていただくという趣旨から設置したものでございます。

平成16年4月に50名体制でスタートいたしました。その内訳は35名が生活安全担当、残りの15名が交通安全担当の配置となっております。翌17年度には、50名から100名に増員し、その内訳として生活安全担当70名、交通安全担当が30名を配置したところでございます。平成18年度、19年度につきましても、同様の100名体制で活動しております。

益田委員

松沢知事が就任のときに、声高らかに、これをマニフェストにうたって、それがこういう形になったのでしょうか。そのきっかけはともかくとして、それが現実にあるのだろうと思いますが、生活安全と交通安全の両方に分けている仕事の内容を分かりやすく説明してください。

安全・安心まちづくり推進課長

生活安全担当の仕事の内容は、防犯教室、青少年に対する非行防止教室、防犯パトロールの指導、地元で行われる市町村等のキャンペーンへの参加と、大きく分けると、この四つの活動をしております。

交通安全対策課長

交通安全担当でございますが、大きく分けて二つでございます。一つは交通安全教室で、幼児から高齢者までを対象に実施しております。もう一つは、交通安全運動期間中に各地で実施されるキャンペーン等への参加による応援でございます。

益田委員

くらし安全指導員の仕事内容は分かりましたが、くらし安全指導員というのは、仕事上の職場での名前であり、キャンペーンなどの仕事を行うのが、くらし安全指導員であるという解釈でいいですか。

安全・安心まちづくり推進課長

この名称につきましては、ただいま申し上げました業務内容、役割を分かりやすく示す呼称として使用しているものでございます。

益田委員

分かりやすい呼称ということは、何課の主査とか、主幹とかということがあって、くらし安全指導員ということですか。

安全・安心まちづくり推進課長

そのとおりでございます。

益田委員

平成 19 年度の活動実績について教えてください。

安全・安心まちづくり推進課長

昨年 4 月から今年 1 月までの 10 箇月間の数値でお話しさせていただきます。

活動回数は、防犯教室等で 5,875 回開催しておりまして、参加人数は、延べ約 49 万 3,000 人となっております。参考までに、昨年同時期、10 箇月間と比較いたしますと、活動回数で約 350 回増えておりまして、また県民の参加人員も約 1 万 2,000 人増えております。

益田委員

くらし安全指導員の男女別の人数について教えてください。

安全防災総務課長

くらし安全指導員 100 人のうち、男性は 79 人、女性は 21 人でございます。

益田委員

確かに大変な数で頑張っていたいただき、県民に様々な啓発や PR をしていただいているのは分かりました。平成 16 年度からスタートして 4 年経っていますが、将来的に、くらし安全指導員の活動内容は、今の内容のままいくのか、もう少し様々なことも取り入れてやっていくのか。仕事の中身はもう少し違うものも取り入れてやっていった方がいいと思うが、その辺については考えたことはありますか。

安全・安心まちづくり推進課長

それまで警察が行っていた活動を代替えするという当初の趣旨からいたしますと、現行の活動を中心に、今後も行いたいと考えております。

ただ、いろいろ行っていく中で、例えば、お子さんに対するアプローチなど、現場では様々な要望が出ております。したがって、そうした課題、要望、または新しい工夫につきましては、積極的に取り組んでいくつもりでございます。

益田委員

くらし安全指導員という職員は、どこに勤務しているのでしょうか。

安全・安心まちづくり推進課長

大きく分けますと、本庁と地域県政総合センターでございます。人数を申し上げますと、100人のうち、本庁が47名、地域県政総合センターで53名という内訳になっております。なお、本庁の47名は、横浜、川崎の現場を担当しております。

益田委員

犯罪は現場で起きるわけで、署や市町村などの近いところの方がいいだろうと思います。今まで署や市町村との連携はどうなっていましたか。

安全・安心まちづくり推進課長

多くの場合、防犯教室等につきましては、警察署からこういうところで実施してほしいという要望が上がってまいります。私どもでは、それを受けまして、警察署の方々と防犯教室に同行する場合もあり、連携を図っております。また、地元の警察署から犯罪情勢、犯罪の手口等の情報を日々入手いたしまして、それを防犯教室等に生かしております。

益田委員

この100名という人数は、今まで実際に仕事を行ってきて、青少年の問題まで入ってきているというような話もあったが、そういうことを考えて、今後、人数を増やしていく方向なのか、知事が100人と言ったので、そのままということなのか、その辺はどうですか。

安全・安心まちづくり推進課長

当初の警察職員の実質的な1,500人増という4年間の取組の一環でございます。平成19年4月現在をもって、この1,500人は達成したということで、当面はこの100名体制でいくのではないかと思います。

益田委員

現場の人は、最初は生活や交通など取り組んできたが、かなり仕事の幅が増えてきて、ある意味で警察力のサポートにもなっています。犯罪などは常に起こっているわけだから、様々なことを取り入れた方がいいと思います。くらし安全指導員に、力を発揮してもらいたいということだったら、あまり限定しないで、軸となる警察署とやりとりし、署の中でも様々なことで協力できることはした方がいいと思っていますので、是非、検討してもらいたい。

それで、もう一つですが、くらし安全指導員という名称についてですが、一般の県民にとっては、ボランティアであるというイメージがあります。ですから、将来、業務内容を充実することを考えるとともに、この名称も交通を指導するだけの指導員みたいな感じやボランティアといったイメージではなく、神奈川県職員として犯罪防止などに取り組んでいるのだということを、きちんと伝えられるような名称に変更した方がいいと思いますが、いかがですか。

安全・安心まちづくり推進課長

くらし安全指導員の名称については、業務内容と役割を分かりやすく表す呼称として制度発足時にこういう名称にいたしました。先ほども申し上げましたが、当初はゼロからの出発をし、4年間の累計で年間50万人程度、現在延べ170万人ほどの県民が防犯活動に何らかの面でかかわっております。また、当初は警察を通じた仕事ばかりでした

が、最近では半分以上が紹介や口コミ等で、直接、私どもに要請が来るような状況になっております。

こうしたことを考えますと、くらし安全指導員という名称については、4年間で、少なくとも防犯に携わっている方々の間では知名度も上がって、名称も定着しつつあるのではないかと考えております。

益田委員

どのような名称がいいかは、また追って検討したいと思います。皆さん方も自負を持っているから、それは尊重しますが、ただ、そういうイメージを持っている人もいるということは言っておきます。

今日は二つのことを取り上げましたが、この二つの問題の底辺に流れている問題は、県と警察の両方の組織がお互いに協力し合わなければ、お互いに力強くなっていかない。かなり独立独歩でやれるような形になってきているでしょうが、警察は1,500名増えたので、もういいと言うことではなく、警察の定数問題などいろいろあるわけですから、お互いに協力していただきたい。県民のための安全・安心ということを私は申し上げたいわけで、どのセクションであろうと関係はないのです。現場では、だれかが助けてくれればいいんだし、だれかが安全を守ってくれればいいのです。

皆さん方には、縦割りで、横の組織があったりすることはよく分かりますが、是非、両方が連携していただきたい。

市長会などのメンバーと話をしますと、市町村は、県からのアプローチ、警察側からのアプローチを必要としているが、特に警察の敷居は高いのです。是非、現場の警察、県の行政、市町村の連携を密にして、防災、防犯についてよろしくお願ひしたいと申し上げて質疑を終わります。